

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第43号

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表一般の部中「600円」を「800円」に、「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同表小学生、中学生、高校生の部中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に、「500円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。